平成２８年（フ）第２１７号
福岡県小郡市大保1351番地６　ツルマルハイツ101号
債務者　久間　時子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２５８号
佐賀市久保泉町大字川久保2675番地
債務者　森田　偉作
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
佐賀市大財５丁目７番５号　二見荘２号、前住所佐賀市大和町大字尼寺2516番地
債務者　南本　雄二
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1047番地25　プロスペールＡ201
債務者　隠塚　祐二
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
佐賀県伊万里市山代町楠久津62番地
債務者　前田　辰子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３４４号
沖縄県南城市字つきしろ1663番地　オアシスビル210号室
債務者　松堂　正彦
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２１５号
秋田市泉南１丁目１番22号　パナ・ハイツＢ103号
債務者　藤井　静子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
富山市豊城新町10番８号
債務者　村上　敏子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
石川県小松市島町カ15番地９　メゾネットマンションＢ棟102号
債務者　西出　昌男
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第９４号
長野県諏訪市大字湖南545番地７
債務者　青木千寿子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２３８号
兵庫県川西市多田桜木２丁目６番22号304
債務者　渡部　薫彦
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６６６号
兵庫県尼崎市浜３丁目17番６号、前住所兵庫県尼崎市浜２丁目22番８―605号
債務者　山口　勝弘
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目１番52号
債務者　髙橋　和也
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１１０号
福岡県飯塚市新立岩８番55号　リバーサイドａｉ　205
債務者　中野まどか（旧姓松江・栗山）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１７号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1578番地９
債務者　村上　大和
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３６９号
大分市日吉町５番１号（シティハイツ山上106）
債務者　矢野　訓敏
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５４８号
さいたま市南区大字太田窪2000番地55、旧住所さいたま市南区大字太田窪2000番地61
債務者　佐野　　恵（旧姓岩澤）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係